

薬生発0717第8号
令和2年7月17日

一般社団法人全国配置薬協会 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和二年十二月二十八日とする措置を指定する件等について

標記について、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和二年十二月二十八日とする措置を指定する件等について（令和2年7月17日付け薬生発0717第6号）」をもって別添写しのとおり各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長及び地方厚生局長宛通知いたしましたので、貴会会員への周知方御配慮願います。